

第2章 五所川原市

第1節 さくら総合法律事務所

野田頭愛里

はじめに

裁判法ゼミナールでは、2010年9月27日にさくら総合法律事務所を訪問し、花田勝彦弁護士と田坂源治弁護士にお話を伺いました。

五所川原市で弁護士として活躍される花田弁護士と田坂弁護士のお話をもとに、調査結果を報告します。

1. さくら総合法律事務所について

五所川原市は、1975年以降、約27年間もの間ゼロワン地域¹となっていました。この状況を受けて、2002年1月30日に、全国7番目のひまわり基金法律事務所²として五所川原ひまわり基金法律事務所が設立されました。2005年1月30日に、所長の花田弁護士の3年間の任期満了をきっかけに独立したのが、今回の調査で伺ったさくら総合法律事務所です。

(1) 所在地

住所：〒037-0052 青森県五所川原市東町17-5 五所川原商工会館4階

TEL：0173-38-1511 FAX：0173-38-1512



(マピオン地図より)

¹ 弁護士の登録がない地域と弁護士が一人しか登録していない地域。

² 日弁連、各地の弁護士会連合会や弁護士会が関与して設立され運営される公設法律事務所のこと。

(2) 事務所の構成

弁護士は花田弁護士と田坂弁護士を含め4名、事務員10名、秘書2名の合計16名で仕事をされています(2010年9月27日時点)。

(3) 花田弁護士のプロフィール

1968年青森県生まれ。1998年、司法修習を終了して、東京弁護士会に登録されました。司法試験を受験していた頃からいずれは故郷の青森県で弁護士として活動したいと考えており、修行の意味も含め東京で3年間弁護士として活動、町医者のような弁護士を目指して故郷の青森県にUターンし、2002年1月に五所川原市で公設事務所の所長弁護士に就任されました。

(4) 田坂弁護士のプロフィール

1976年宮城県仙台市生まれ。2008年、司法試験に合格し、2009年、鳥取県で司法修習を終了しました。青森に一番初めに来たのは大学受験に失敗し、青春18切符を購入して北海道まで一人旅をしたときだそうです。このとき、将来、青森で働くことになるとは思っていなかったとおっしゃっていました。次に青森に来たのは司法修習生のときであり、修習の指導担当弁護士が青森で開催された集会(全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の集会)に参加し、このとき、一緒に青森に来たそうです。そして、この集会に所長の花田弁護士も参加しており、この集会が縁となり、また、司法過疎に興味があったこともあり、青森への就職を希望し、2010年1月よりさくら総合法律事務所で勤務されています。

(5) 業務状況

着任当時は、1日3件以上の相談があるなど相談件数が多かったそうです。しかし、新規のものばかりで、そんなに忙しくはなかったとおっしゃっていました。現在では、新規の相談件数に関してはあまり変動がなく、花田さん以外の弁護士の方が担当されているそうです。また、2008年と2009年は法テラスからの依頼もあり、忙しかったため、新規の相談を断っていたそうです。相談内容では債務整理が7割、残りの3割は通常民事や家事関係の依頼が多く、企業等の弁護も15ヶ所ほど担当されているとのことでした。田坂弁護士に関しては、今も忙しく様々な事件を担当されているそうです。また、同期の都会で活躍されている弁護士の方よりも様々な仕事を経験できて良いともおっしゃっていました。

(6) 法律事務所へのアクセス

比較的狭いコミュニティである五所川原市では、現在の依頼者や顧問先からなどの紹介が1番のアクセス源になっているようです。さらに、東京の事務所の対応が不十分であるとしてこちらのさくら総合法律事務所に相談に来る方もいらっしゃるそうです。依頼者の居住地の割合としては、西北五地域³6~7割、弘前2~3割とのことでした。

³ 五所川原市、つがる市、北津軽郡及び西津軽郡所在の市町村の総称。

2. 地方の特色

さくら総合法律事務所では、五所川原市に法律事務所が少ないため、できる限り相談を受任できるようにすることを心がけているそうです。また、依頼者のほとんどは経済的に厳しい人が多く、弁護士や法律事務所に対して敷居の高さを感じているため、相談者の話をよく聞き、分かりやすいように説明するなど、少しでも敷居を低くできるようにしたいとおっしゃっていました。さらに、法的ニーズのある分野に多重債務、家事関係（養育費、財産分与、慰謝料など）があるともおっしゃっていました。

3. 弁護士過疎について

現在、五所川原地域には、さくら総合法律事務所を含めて2つしか法律事務所がなく、弁護士過疎の状態といえます。このような現状に関して花田弁護士と田坂弁護士は、五所川原市にもう少し弁護士が増えても良いのではないかとおっしゃっていました。また、弁護士過疎の背景には、娯楽、商業施設などが少ないことが挙げられていました。さらに、弁護士過疎地⁴での役割として幅広い分野の法律知識が必要であり、専門分野は、専門の弁護士と連携をとることも重要であるとのことでした。

4. 青森多重債務被害等をなくす会（青森りんごの会）について

（1）組織概要

会長：花田 勝彦

新事務所：〒038-0059 青森市大字油川字千刈 77 番地

T E L : 017-718-3792

F A X : 017-718-3793

相談時間：毎月第2、第4金曜日 午後6時～8時

相談場所：県民福祉プラザ

関連団体：全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

（2）活動内容について

青森多重債務被害等をなくす会（青森りんごの会）とは、多重債務や悪質商法等の消費者被害に遭った方を救済するために、2009年11月23日に設立された全国組織である被害者連絡協議会（被連協）に加盟している青森県内唯一の民間団体です。毎月第2、第4金曜日に定例相談会を行っており、債務整理についての法的な相談だけでなく、被害者の方の心のケアや生活再建に向けた様々な支援活動を行っています。2010年9月27日までの相談件数は77件だそうです。そして、花田弁護士と田坂弁護士は青森りんごの会のメンバーで

⁴ 地方裁判所の支部が扱っている地域を一つの単位としてみたときに、その地域内に法律事務所が3以下の地域を「第1種弁護士過疎」地域、4~10の地域を「第2種弁護士過疎」地域と呼んでいます。このうち弁護士登録がない地域と弁護士が1人しか登録していない地域（これらを合わせてゼロワン地域）は、現在全国にワン地域5ヶ所となっています（2010年10月時点）。

あり、花田弁護士は会長も務められています。また、青森りんごの会は会員制であり、会員の方たちから月 250 円の会費を徴収して運営されています。さらに、青森りんごの会の特徴は弁護士・司法書士の協力を受けて、被害の体験を持った被害者の方が相談員として参加することにあります。しかし、現在は弁護士、司法書士が主体となって相談を受けているため、将来的には、元被害者が現在の被害者の話を聞き、弁護士は法的な部分だけという側面的な関わりが理想的であるとおっしゃっていました。

おわりに

今回、花田弁護士と田坂弁護士のお話を伺い、法律事務所の実態や弁護士過疎の実情について知ることができました。また、お話を伺っている中で、やはり弁護士過疎に関する話題について印象深く感じました。

弁護士過疎は、今回調査に伺った五所川原市だけでなく、私たちが住んでいる青森県全体の問題であり、早期の解決や対策が望まれる課題でもあります。このような課題を抱えている今、弁護士の方々一人ひとりがイソ弁⁵の採用を前向きに検討し、県全体（特に五所川原市）では、弁護士が就職したいと思えるような魅力的な雰囲気作りをするなど弁護士の誘致に積極的に取り組んでいく必要があると思います。さらに、弁護士の中には、青森県などの地方と最先端事例を扱う都会とでは、弁護士としてのキャリアに差が生じるのではないかという懸念もあるかもしれません。しかし、五所川原市で仕事をされている田坂弁護士は、「都会で活躍している弁護士の方よりも様々な仕事を経験できて良い」とおっしゃっていました。そうであるとすれば、如何にして懸念材料を取り除いて、より多くの弁護士に目を向けてもらうかが鍵になるのではないのでしょうか。どれだけ多くの弁護士に來たいと思わせるか、今後の取り組みに工夫が求められると考えます。

最後になりましたが、大変お忙しいなか今回の調査を快く引き受けてくださった花田弁護士と田坂弁護士をはじめとするさくら総合法律事務所の皆様、本当にありがとうございました。

参考資料・URL

日本弁護士連合会 HP <http://www.nichibenren.or.jp/>

青森県弁護士会 HP <http://www.ao-ben.jp/>

青森りんごの会 HP <http://www4.ocn.ne.jp/~ringo/member.htm>

⁵ 法律事務所に一般に給与制で勤める勤務弁護士の別称。



ヒアリング風景



事務所入口（弁護士4名ネームプレート付）



勤務中の事務職員の方々



中央壇上に位置する花田所長の執務スペース



事務所内部の見学